

新居浜市連合自治会会則

(名称及び所在)

第1条 この会は、新居浜市連合自治会といい、事務局を新居浜市市民活動推進担当課におく。

(組織及び構成)

第2条 この会は、新居浜市内にある自治会をもって組織し、構成する。

(目的)

第3条 この会は、地域住民による自主組織としての自治会の連合機関として、その連絡、協調を通じて健全な発展をめざし、住民福祉の増進をはかることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 自治会相互の連絡と協調をはかること。
- (2) 住民意志の行政への反映と行政からの広報に関すること。
- (3) 関係機関、団体との連絡、調整、協調をはかること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

(機関)

第5条 この会に次の機関をおく。

- (1) 総 会
- (2) 理 事 会

(役員)

第6条 この会に次の役員をおく。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副 会 長 2人
- (3) 会 計 1人
- (4) 理 事 14人
- (5) 監 事 2人

第7条 この会の役員は、各小学校区（旧大島小学校区を含む）から選出された理事によって選出する。ただし、監事については副会長選出の校区により各1名選出する。

第8条 この会の理事会の議を経て、顧問をおくことができる。

第9条 会長は、この会を代表して会務を統括する。副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあったときは、その職務を代行する。会計は、会長選出ブロックから選出し、会長の指示に従い会計業務にあたる。理事は、この会の業務の執行にあたり、監事は会計を監査する。

第10条 この会の役員は任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。補欠により就任した役員は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第11条 総会は年1回会長が招集して開催する。緊急に開催する必要があるときは、理事の3分の2以上の同意を得て会長が臨時にこれを招集することができる。

第12条 理事会は必要な都度会長が招集して開催するほか、3分の2以上の理事から開催の申し出があったときは、会長が招集して開催する。

第13条 この会の会議は、すべて過半数の出席で成立し、議決は原則として満場一致とするが、出席者の3分の2以上の賛成で決することもできる。

(女性部)

第14条 この会に女性部をおく。

2 女性部は、自治会における女性の地位向上及び女性の自治会活動を促進することを目的とする。

3 前項の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 新居浜市連合自治会主催行事での活動

(2) 自治会活動の学習

(3) その他目的達成に必要な事業

4 部員は、各小学校区（旧大島小学校区を含む）から選出する。ただし、選出できない場合は、この限りでない。

5 部員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

6 部長及び副部長は、部員の中から選任する。

(防災部)

第15条 この会に防災部をおく。

2 防災部は、自治会における防災意識の向上及び各校区間の連携を図りながら防災に対する活動を促進することを目的とする。

3 前項の目的を達成するために次の事業を行う。

(1) 新居浜市連合自治会主催行事での活動

(2) 防災に関する学習

(3) その他目的達成に必要な事業

4 部員は、各小学校区（旧大島小学校区を含む）から選出する。ただし、選出できない場合は、この限りでない。

5 部員の任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

6 部長及び副部長は、部員の中から選任する。

(財政)

第16条 この会の財政は、一般会計、特別会計とする。一般会計は市からの交付金その他をもって、この会の運営にあてる。特別会計は市以外の委託料等を積立て、災害や予想不能な事案により発生した場合の費用にあてる。ただし、理事会の承認を得て支出することができる。

(年度)

第17条 この会の年度は、すべて4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

(会則の改正)

第18条 この会則の改正は、総会の会議で行う。

附 則

この会則は、昭和39年11月10日から施行する。

この会則は、昭和52年6月30日から施行する。

この会則は、昭和58年4月1日から施行する。

この会則は、平成12年4月1日から施行する。

この会則は、平成14年4月1日から施行する。

この会則は、平成15年4月1日から施行する。

この会則は、平成25年4月1日から施行する。

この会則は、平成26年4月1日から施行する。

この会則は、平成28年4月1日から施行する。